

10月から

障害福祉サービスの利用方法が一部変更になりました

障害者自立支援法の施行に伴い、4月から利用者負担の変更（1割負担）や自立支援医療が導入されていましたが、10月からは新しいサービスも加わり、障害福祉サービスが全面的に変わることになりました。

●補装具費の支給

これまでの現物支給から、補装具費（購入費・修理費）の支給へと変わります。

利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

補装具の購入・修理の手続き

- ①役場に申請（申請者）
 - ②支給決定（役場）
 - ③申請者と補装具業者間で契約
 - ④補装具引渡し（購入・修理）
 - ⑤支払（申請者→全額を業者へ）
 - ⑥補装具費の請求
- （申請者→9割を役場へ請求）



●日常生活用具の給付

- ※⑤・⑥は本来の費用の支払い方法ですが、補装具費の支払方法を町・申請者・業者間における事前契約などをすることにより、申請者は

制度改正に伴い、日野町では日常生活用具の給付制度については、基

費用の一割を業者に支払い、残額は役場から業者に支払うことがで

補装具に追加されたもの

- ・重度障害者用意思伝達装置
- ・色めがね

日常生活用具に移行されたもの

- ・点字器
- ・歩行補助つえの一部
- ・ストマ（人工肛門等）用装具
- ・収尿器
- ・人工喉頭
- ・頭部保護帽

本的に補装具費の支給と同じ方法で実施することになりました。

ただし、日常生活の向上・利便を図るための用具であることから、利

用者負担における負担上限は設定されません。

※両制度とも一定所得以上は支給対象外となります（本人または世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合）

●ミニユースセンター支援事業

聴覚障害者などを対象とした手話通訳・要約筆記派遣事業について、市町村事業となつたことに伴い、手続きの方法が次のとおりとなります。

- ①派遣申請（申請者→役場）
- ②申請受理・派遣適否の判断
- ③派遣依頼（役場→協会）
- ④依頼受理・決定（協会）
- ⑤決定通知（協会→役場）
- ⑥決定通知（役場→申請者）
- ⑦手話通訳等利用（申請者）

●そのほか変更されたもの

障害福祉サービスは希望される内容によって手続きも異なり、また、時間を要するものもありますので、あらかじめ、役場福祉課までご相談いただきますようお願いします。



◆問い合わせ先

福祉課 福祉担当

☎⑤6573 有線⑤7772

※協会・滋賀県聴覚障害者福祉協会

◆問い合わせ先

福祉課 福祉担当

8